

### 3. 定期検査報告書(第三面)の記入要領

#### 不具合報告について

- 平成20年法改正により、第三面は前回検査以降の昇降機に係る不具合について記入する。
- 第二面の【7. 不具合の発生状況】【イ. 不具合】が☑有の場合は必ず第三面を提出する。

#### \* 不具合とは

昇降機の場合、異常停止、装置の機能の異常停止、異常音、異常な振動、着床誤差、機器の損傷(焼損・破損)等で故障呼び出し等通常の状態と違うものをいう。(注:着床誤差の報告は必ず数値を記入のこと。未記入は問合せ致します)  
「閉じ込め」「100mm以上の着床誤差」「エスカレーター逆走行」等、重大事故につながるおそれがある不具合が発生した場合には、正確な情報報告が必要であるため、「怪我の有無」、「戸開走行の有無」及び「扉の開閉の有無」等を必ず記入する。

#### \* 改善とは

不具合の状況が発生した時に、通常の状態に戻すことをいいます。(部品の交換、装置の調整等)  
改善が完了している場合は実施年月を、改善予定がある場合は改善予定年月をカッコ書きで記入する。  
改善予定がないものについては「-」または「予定なし」等を記入し、さらに改善措置の概要等欄へ改善を行う予定がない理由を記入する。

#### \* 報告の対象

昇降機の機能の障害があったものを報告するものであり、昇降機の正常な作動による停止は報告の対象とはなりません。

##### ① 報告の対象となるもの。(不具合と扱うもの)

- 昇降機の機能の異常や停止したものすべて。
- 維持保全の作業で把握した不具合のすべて。(異常に至る前の消耗品の交換は含まない)

##### ② 報告が不要なもの(不具合と扱わないもの)

- 停電により停止したもの。
- 昇降機の場合、地震時等管制運転装置等の各種管制運転装置が作動し停止したもの。  
ただし、地震で機器が損傷して改善した場合などは報告の対象となる。
- 保守作業者又は利用者等の不注意等が原因で異常や停止が発生したもの。  
ただし、機器の改善が必要となった場合は報告の対象となる。なお、保守作業者の不注意とは、保守時に使用するスイッチ類の戻し忘れによる停止等をいいます。
- 表示灯、照明、電飾照明等の寿命による球切れ。  
(昇降機にあつては、表示灯・照明を点灯させる装置の不具合は報告の対象です)
- 維持保全のために改善したもの。
- 機器の変調の予兆で改善したもの。

#### \* 昇降機にあつては、複数号機が該当する場合の第36号の3様式(第三面)への記載について

同一原因で複数台が関係する不具合は代表号機に記入してください。  
(例えば、乗場の押しボタンの不具合で複数台数が呼びに応答しない等)

(第三面)

所有者(管理者)、行政庁の方が理解できるように具体的に記入する。(専門用語は避ける)

昇降機に係る不具合の状況

不具合を把握した年月	不具合の概要	考えられる原因	改善(予定)年月	改善措置の概要等
平成〇〇年〇月	1階レベル不良でストップ(着床誤差+30mm)	不明	-	再調査すれど原因不明。経過観察を行う。
平成〇〇年〇月	4階と3階の間で停止。女性1名閉じ込め。	掃除機コードが扉に挟まったまま走行し、4階インターロックに引っ掛かり錠スイッチが切れた。	平成〇〇年〇月	コードを取り除き。ドアロック装置関係点検して復旧。
平成〇〇年〇月	1階にてドア閉まっても起動せず。	ドア閉確認用リレーのコイル断線。	平成〇〇年〇月	同接触器交換。
平成〇〇年〇月	エレベーターが3台共働かない。	共通制御盤の静止化電源装置不良。	平成〇〇年〇月	共通制御盤の静止化電源装置交換。
	当該不具合の箇所を可能な限り特定したうえで、不具合の内容を記入する。	不具合が生じた原因が主として考えられるものを記入する。但し、原因が不明な場合は「不明」と記入する。		既に改善を実施している場合又は改善予定がある場合に、具体的処置の概要を記入する。改善を行う予定がない場合には、その理由を記入する。(経過観察をする場合など)

建物等の名称:〇〇〇ビル

整理番号 XX-XX-XXXXX